JA高知市 カスタマーハラスメント対策基本方針

(令和7年9月29日制定)

1. はじめに

当組合は、経営理念である「組合員組織という信頼の絆を基に農業振興と社会貢献に邁進し、組合員と地域社会の発展に寄与します。」の実現に向け、組合員・地域の皆様を含めた利用者からのご意見・ご指摘に真摯に対応し、信頼や期待に応え、より高い満足を提供することを心掛けています。

そのためには、全役職員が心身ともに健やかに、いきいきと活躍できる、安全・安心で働きやすい就業環境を確保することが、重要と認識しています。

昨今、社会通念上相当な範囲を超えた要求や言動については、カスタマーハラスメントとして社会問題化しています。当組合においても役職員の人格や尊厳を傷つけるこれらの要求や言動があれば、就業環境の悪化を招くゆゆしき問題と考えています。

当組合は、日頃の取引や対応において、組合員・利用者及び取引先の皆様に誠実に対応することを第一に掲げていますが、仮に社会通念の範囲を超えた要求や言動が組合員・利用者の皆様からあった場合には、毅然とした態度で組織的に対応します。

2. カスタマーハラスメントの定義

当組合では、「組合員・利用者の皆様からのお申し出・言動のうち、役職員が従事する 業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたもの(社会通念 に照らし、当該言動の内容が契約内容からして相当性を欠くもの、又は、手段・態様が 相当でないもの)により、役職員の就業環境が害されるもの」と定義します。

【対象となる行為の例 (これらに限るものではありません)】

- ・当組合の提供する商品・サービスに瑕疵・過失のない商品交換の要求、金銭補償の 要求、謝罪の要求
- ・当組合の提供する商品・サービスの内容とは関係のない要求
- ・身体的な攻撃 (暴行、傷害)
- ・精神的な攻撃(脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言)
- ・威圧的な言動
- ・土下座の要求
- ・継続的な(繰り返される)、執拗な(しつこい)言動
- ・拘束的な行動(不退去、居座り、監禁、電話等)
- 差別的な言動
- ・性的な言動・セクシュアルハラスメント
- ・職員個人への攻撃、要求・プライバシーの侵害

3. カスタマーハラスメントへの対応

当組合は、以下の体制を構築しています。

- ・カスタマーハラスメントへの対応方法や手順等を定めた「カスタマーハラスメント 対応要領」の制定
- ・役職員への教育・研修の実施
- ・職員のための相談窓口、メンタルケア体制の整備等

そのうえで、カスタマーハラスメントであると判断した場合には、役職員一人ひとり を守るため、組織として毅然と対応します。

なお、カスタマーハラスメントが継続する場合や、特に悪質と判断される場合等には、 警察・弁護士と連携するなどして厳正に対応します。

4. 組合員・利用者の皆さまへのお願い

当組合は、今後も引き続き、農業と地域社会に根差した組織として、組合員・利用者の皆様と良好な関係を築いてまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申しあげます。

以 上